10 参 考 資 料

- A 傷病等級早見表
- B 障害等級早見表
- C 40職種区分表
- D 広島県内の指定医療機関
- E 人体図

A 傷病等級早見表

部位		傷 病 等 級	
即	第 1 級	第 2 級	第 3 級
	(1) 両眼が失明してい	(1) 両眼の視力が 0.02	(1) 1 眼が失明し、他眼
眼	るもの	以下になっているも	の視力が 0.06 以下に
		0)	なっているもの
	(2) 咀嚼及び言語の機		(2) 咀嚼又は言語の機
H	能を廃しているもの		能を廃しているもの
	(3) 神経系統の機能又	(2) 神経系統の機能又	(3) 神経系統の機能又
神経系統の	は精神に著しい障害	は精神に著しい障害	は精神に著しい障害
機能又は精	を有し、常に介護を	を有し、随時介護を	を有し、常に労務に
神	要するもの	要するもの	服することができな
			いもの
	(4) 胸腹部臓器の機能	(3) 胸腹部臓器の機能	(4) 胸腹部臓器の機能
	に著しい障害を有	に著しい障害を有	に著しい障害を有
胸腹部臟器	し、常に介護を要す	し、随時介護を要す	し、常に労務に服す
	るもの	るもの	ることができないも
			<i>(</i>)
	(5) 両上肢をひじ関節	(4) 両上肢を手関節以	(5) 両手の手指の全部
上 肢	以上で失ったもの	上で失ったもの	を失ったもの
	(6) 両上肢の用を全廃		
	しているもの		
	(7) 両下肢をひざ関節	(5) 両下肢を足関節以	
下 肢	以上で失ったもの	上で失ったもの	
	(8) 両下肢の用を全廃		
	しているもの	4 2 2 2 2	4.3
	(9) 前各号に定めるも	(6) 前各号に定めるも	(6) 第3号及び第4号
	のと同程度以上の障	のと同程度以上の障	に定めるもののほか、
	害の状態にあるもの	害の状態にあるもの	常に労務に服すること
その他			ができないものその他
			前各号に定めるものと
			同程度以上の障害の状
			態にあるもの

(注) () 内の数字は、地公災法施行規則別表第二の各等級の号数を表す。

B 障害等級早見表

4-	L	ggs -1- a	第1級	第2級	第3級	第4級	第5級	第6級	第7級	第8級	※ ()内(第9級	り数字は、地 第10級	公災法施行規 第11級	則別表第三 第12級	に定める各等 第13級	級の号数を引 第14級	表す。 系列
部	位	障害種別	年金 313 日	年金 277 日 (1) 1 服 が生	年金 245 日 (1) 1 明 が生	年金 213 日	年金 184 日 (1) 1 明 が生	年金 156 日	年金 131 日 (1) 1 明 が生	一時金 503 日	一時金 391 日	一時金 302 日	一時金 223 日	一時金 156 日	一時金 101 日	一時金 56 日	番号
		視力障害	(1)両眼が失明したもの	の視力が 0.02 以下に	明し、他眼 の視力が	(1)両眼の 視力が 0.06 以下になっ たもの		(1) 両眼の 視力が 0.1 以下になっ たもの	明し、他眼 の視力が	(1)1眼が失 明し、又は1 眼の視力が 0.02以下に なったもの	視力が 0.6 以下になっ	(1)1眼の視 力が 0.1 以 下になった もの			(1)1眼の視 力が 0.6 以 下になった もの		1
	眼球 (両眼)	調節機能障害												(1)1眼の眼 球に著しい調 節機能障害を 残すもの			2
眼		運動障害										(2) 正面視 で複視を残 すもの	眼球に著し い運動障害	(1)1眼の眼 球に著しい 運動障害を 残すもの	以外で複視		3
		視野障害									(3)両眼に 半盲症、視 野狭さく又 は視野変状 を残すもの				(3)1眼に半 盲症、視野 狭さく又は 視野変状を 残すもの		4
	眼瞼(右又	欠損又は運									(4)両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの		(3)1眼のま ぶたに著し い欠損を残 すもの		欠損を残し、	ぶたの一部に 欠損を残し、 又はまつげは	又は
	は左)	動障害											ぶたに著し い運動障害 を残すもの		, , , , ,		
耳	内耳 等(両耳)	聴力障害				(3)両耳の 聴力を全く 失ったもの		聴力が耳に 接しなけれ ば大声をがで すること程といる。 さない程度 になったも聴 力を全くの が度 い、他耳の か、他耳の か、他耳の	cm以上の離れています。 に 以上では の話声をができたいなっての まること程をもの になっての失い、他が1 が、地力とは きをができたがでいます。 には で話っとがでいます。 には で話っとがでいます。 には で話っとがでいます。 には で話っとができたが、これでいます。 には で話っとができたが、これでは には には には には には には には には には に		普通の話声を 解することを できない程の (8)1耳の聴し 力が日にば大き を解するない を解するない 度になったもの できない を ができなり、 ができなり、 他 耳の聴力が でいるなり、 ができなり、 がれている。	聴力が1m以上で話ることではなった。 は大き解困度になった。 ののではすが程ものではない。 ののではずが程ものではがはずきではなった。 のがはばすきにできない。 ないったとしている。 ではなったといる。 ではなったといる。 ではなったといった。 ではなったといった。 ではなったといった。 ではなった。 ののでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	では小声を解することができない程度になったもの(6)1耳の聴力が40cm離では音を解することがで話声をができない。			(3)1耳の聴力が1m以下 地球 はいます はいます はいます はいます はいます はいます ない 程度になったもの	
	耳かく (右又 は左)	欠損障害									972807			(4)1耳の耳 かくの大部 分を欠損し たもの			8 又は 9
į	<u> </u>	欠損及び機 能障害									(5) 鼻を欠 損し、その機 能に著しい 障害を残す もの						10
	1	そしゃく及び 言語機能障害	(2) そしゃく 及び言語の 機能を廃し たもの		(2)そしゃく 又は言語の 機能を廃し たもの	(2)そしゃく及 び言語の機 能に著しい障 害を残すもの		2)そしゃく又 は言語の機 能に著しい障 害を残すもの			(6)そしゃく 及び言語の 機能に障害 を残すもの	(3)そしゃく 又は言語の 機能に障害 を残すもの					11
		歯牙障害										(4)14 歯以 上に対し歯 科補てつを 加えたもの	(4)10 歯以 上に対し歯 科補てつを 加えたもの	に対し歯科	補てつを加	(2)3 歯以上 に対し歯科 補てつを加 えたもの	12
神経系機能又神		神経系統の	は精神に著 しい障害を 残し、常に	統の機能又 は精神に著 しい障害を 残し、随時	(3)神経系 統の機能系 は精神に著 しい障害を 残し、終服 多 ることができ ないもの		(2)神経系統 の機能又は 精神に著しい 障害を残し、 特に軽易な労 務以外の労 務に服するこ とができない もの		(4)神経系 統の機能系 は精神に障 害を残し、軽 易な労務な いっ いっ いっ と いっ と いっ と いっ と いっ と いっ と いっ		(10) 神経系 統の機能又 は精弾に順 すること務が 相当限され るもの			(13) 局部に がん固な神 経症状を残 すもの		(9) 局部に 神経症状を 残すもの	13
頭部、原	額面、	醜状障害							(12)外ぼ うに著しい 醜状を残 すもの		(16)外ぼ うに相当 程度の醜 状を残す もの			(14)外ぼう に著しい醜 状を残すも の			14
胸腹部 (外生列 含む。)	直器を	胸腹部臓器の障害	臓器の機能 に著しい障 害を残し、常	臓器の機能 に著しい障 害を残し、随	に著しい障		(3)胸腹部臓器の機能に著しい時態性に害を残しい時に等を残しな労務に服务の労務に服できないもの		(5)胸腹部臓器の機能に降極易な 大務以外のすることができないもの (13)両を失ったもの		(11) 胸腹部 総器の機能 に降害を残り し、服することがで相当限 されるもの はきれるもの はぎしい 産業 に著しいできる。		(10)胸腹部 臓器の腹部 に 労務の 遂行に相支 な程度のあるも の		(6) 胸腹部臓器に障害を残すもの		15

			第1級	第2級	第3級	第4級	第5級	第6級	第7級	第8級	第9級	第10級	第11級	第12級	第13級	第14級	系列	
部	位	障害種別	年金 313 日	年金 277 日	年金 245 日	年金 213 日	年金 184 日	年金 156 日	年金 131 日	一時金 503 日	一時金 391 日	一時金 302 日	一時金 223 日	一時金 156 日	一時金 101 日	一時金 56 日	番号	
	せき柱	変形又は運 動障害						(5)せき柱に 著しい変形 を残すもの (5)せき柱に 著しい運動		(2)せき柱に 運動障害を			(7)せき柱に 変形を残す もの				16	
体幹	その 他の 体幹 骨	変形障害 (鎖骨、胸骨、ろく骨、 肩こう骨又は 骨盤骨)						障害を残すもの		残すもの				(5)鎖骨、胸骨、ろく骨、肩こう骨又は骨盤変形を残すもの			17	
•		欠損又は機能障害	(5)両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6)両上肢の用を全廃したもの	(5)両上肢を手関節以上で失ったもの		(4)1上肢を ひじ関節以 上で失った もの	で失ったも の (6)1上肢の	(6)1 上肢の 3 大関節中 の2 関節の 用を廃したも の		(6)1 上肢の 3 大関節中 の1 関節の 用を廃したも		(10)1 上肢 の3 大関節 中の1関節 の機能に著 しい障害を 残すもの		(6)1 上肢の 3 大関節中 の1 関節の 機能に障害 を残すもの			- 18 又は 21	
	(右又 は左)	変形障害(上 腕骨又は前 腕骨)							(9)1上肢に 偽関節を残 し、著しい障 害を残すも の					(8) 長管骨 に変形を残 すもの			19 又は 22	
上肢		醜状障害														(4)上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの	20 又は 23	
	手指(右又	欠損又は機 能障害				(5) 両手の 手指の全部 を失ったも の	(6)両手の			失ったもの	指を含み 2 の手指又は	母指又は母 指以外の2 の手指を失 ったもの	(7)1 手の母	指、中指又 は環指を失 ったもの	指を失った もの	一部を失ったもの	(6)1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの	24 又は
	は左)					手指の全部 の用を廃し たもの			の手指又は 母指を含み 4 の手指の 用を廃したも の	指を含み3 の手指又は 母指以外の	母指を含み 2の手指又 は母指以外 の3の手指	指又は母指 以外の2の 手指の用を		1. /	指の用を廃 したもの	指以外の手 指の遠位指 節間関節を 屈伸すること ができなくな ったもの	25	
		欠損又は機		(6)両下肢 を足関節以 上で失った もの		(5)1下肢を ひざ関節以上 で失ったもの (7)両足をリ スフラン関節 以上で失っ たもの	足関節以上 で失ったも の		(8)1足をリ スプラン関節 以上で失っ たもの								26 又は	
	下肢	能障害	(8) 両下肢 の用を全廃 したもの					(7)1 下肢の 3 大関節中 の2関節の 用を廃したも の		(7)1 下肢の 3 大関節中 の1関節の 用を廃したも		(11)1 下肢 の3 大関節 中の1 関節 の機能に著 しい障害を 残すもの		(7)1 下肢の 3 大関節中 の1関節の 機能に障害 を残すもの			30	
	下版 (右又 は左)	又変形障害							(10)1 下肢 に偽関節を 残し、著しい 障害を残す もの					(8) 長管骨 に変形を残 すもの			27 又は 31	
		短縮障害								(5)1 下肢を 5cm 以上短 縮したもの		(8)1 下肢を 3cm 以上短 縮したもの			(9)1 下肢を 1cm 以上短 縮したもの		28 又は 32	
下肢		醜状障害														(5)下肢の 露出面にて のひらの大 きさの醜い あとを残すも の	29 又は 33	
	足指	欠損又は機					(8) 両足の 足指の全部 を失ったも の					1の足指又 は他の4の		の足指を失 ったもの又 は第3の足 指以下の3 の足指を失 ったもの	第3の足指 以下の1又 は2の足指 を失ったもの		34	
	(#V	能障害							(11)両足の 足指の全部 の用を廃し たもの		(15)1 足の 足指の全部 の用を廃し たもの		1 の足指を 含み 2 以上 の足指の用	第1の足指 又は他の4 の足指の用	第2の足指 の用を廃し たもの、第2	下の1又は2	35	

C 40職種区分表

現に従事している職務により区分します。2つ以上の職種を兼ねている場合は、災害が発生した際に主に従事していた職種に区分してください。

区分の詳細については、「地方公共団体定員管理調査」の「職種別職員数調」を参考にしてください。

番号	職種	摘 要
0 1	医師・歯科医師	
0 2	看護師	准看護師を含む
0.3	保健師・助産師	
0 4	その他の医療技術者	無資格の看護助手は39又は40に分類
0.5	保育所保育士	保育士の資格を有し、認可保育所に勤務する者に限る
0.6	施設保育士・寄宿舎指導員等	特別支援学校の寄宿舎指導員など
0.7	船員	
0.8	土木技師	農業土木、森林土木の技師は9に分類
0 9	農林水産技師	農業土木、森林土木の技師を含む
1 0	建築技師	
1 1	調理員	
1 2	運転手・車掌等	
1 3	義務教育学校教員	
1 4	義務教育学校以外の教員	
1 5	その他の教育公務員	教育公務員特例法第2条の教員(13、14を除く)
1 6	社会教育主事	専門的教育職員(指導主事及び社会教育主事)
1 7	警察官	
1 8	消防吏員	常勤の消防団員を含む
1 9	清掃職員	ごみ等収集運搬の運転手、収集作業員、処理施設の操作員
2 0	電話交換手	
2 1	道路補修員	
2 2	守衛・庁務員等	
2 3	栄養士	学校栄養職員を含む
2 4	電気、ボイラー等技術員	
2 5	農業等改良普及員	農業・生活・蚕業・林業・水産改良普及員、専門技術員
2 6	司書(補)・学芸員(補)	
2 7	生活、作業等指導員	社会福祉施設などにおける生活指導員、作業指導員など
2 8	生保担当ケースワーカー	生活保護を担当するケースワーカー
2 9	獣医師	
3 0	食品、環境衛生監視員	
3 1	五法担当ケースワーカー	福祉五法を担当するケースワーカー
3 2	動植物飼育員	
3 3	查察指導員	福祉事務所において指導監督を行う職員
3 4	各種社会福祉司	老人福祉指導主事、児童福祉司など
3 5	水道等検針員・徴収員	
3 6	ホームヘルパー	老人福祉法などに規定する居宅介護事業に係る職員
3 7	交通巡視員	
3 8	その他の一般事務職	学校事務職員を含む
3 9	その他の一般技術職	
4 0	その他の技能労務職	学校技術員を含む

D 広島県内の指定医療機関

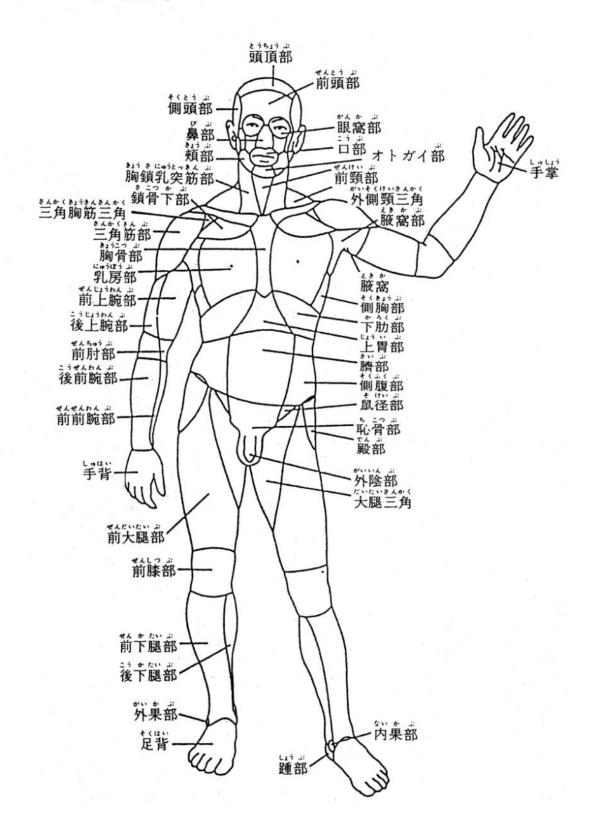
(令和4年7月1日現在)

	T	(L'11.
名 称	所 在 地	電話番号	注
県立広島病院	広島市 南区宇品神田 1-5-54	082 - 254 - 1818	
広島記念病院	" 中区本川町 1-4-3	082 - 292 - 1271	*
広島赤十字・原爆病院	" 中区千田町1-9-6	082 - 241 - 3111	*
広島市民病院	" 中区基町7-33	082 - 221 - 2291	
吉島病院	" 中区吉島東 3-2-33	082 - 241 - 2167	*
安佐市民病院	" 安佐北区亀山南 1-2-1	082 - 815 - 5211	
呉共済病院	呉 市 西中央 2-3-28	0823-22-2111	*
呉医療センター	" 青山町 3-1	0823-22-3111	*
済生会呉病院	ッ 三条 2-1-13	0823 - 21 - 1601	*
中国労災病院	" 広多賀谷 1-5-1	0823 - 72 - 7171	*
公立下蒲刈病院	" 下蒲刈町下島 2120-4	0823 - 65 - 3100	
呉市国民健康保険音戸診療所	ッ 音戸町高須 3-7-15	0823 - 50 - 0622	
蒲刈診療所	〃 蒲刈町田戸 2308-1	0823 - 66 - 1234	
呉市国民健康保険安浦診療所	" 安浦町安登西 6-1-39	0823 - 84 - 3034	
呉共済病院忠海分院	竹原市 忠海中町 2-2-45	0846 - 26 - 0250	*
三原赤十字病院	三原市 東町 2-7-1	0848 - 64 - 8111	*
公立くい診療所	" 久井町 江木 50-1	0847 - 32 - 6111	
尾道市立市民病院	尾道市 新高山 3-1170-177	0848 - 47 - 1155	
尾道市立市民病院附属瀬戸田診療所	〃 瀬戸田町 中野 400	0845 - 27 - 2161	
JA尾道総合病院	" 平原1丁目10-23	0848 - 22 - 8111	*
公立みつぎ総合病院	" 御調町 市 124	0848 - 76 - 1111	
福山医療センター	福山市 沖野上町 4-14-17	084 - 922 - 0001	*
中国中央病院	〃 御幸町上岩成 148-13	084 - 970 - 2121	*
福山市民病院	〃 蔵王町 5-23-1	084 - 941 - 5151	
府中市民病院	府中市 鵜飼町 555-3	0847 - 45 - 3300	*
府中北市民病院	" 上下町上下 2101	0847 - 62 - 2211	
市立三次中央病院	三次市 東酒屋町 531	0824 - 65 - 0101	
庄原赤十字病院	庄原市 西本町 2-7-10	0824 - 72 - 3111	*
庄原市立西城市民病院	ヵ 西城町 中野 1339	0824 - 82 - 2611	
広島西医療センター	大竹市 玖波 4-1-1	0827 - 57 - 7151	*
県立安芸津病院	東広島市 安芸津町三津 4388	0846 - 45 - 0055	
東広島医療センター	" 西条町寺家 513	082 - 423 - 2176	*
賀茂精神医療センター	" 黒瀬町南方 92	0823 - 82 - 3000	*
JA広島総合病院	廿日市市 地御前 1-3-3	0829-36-3111	*
JA吉田総合病院	安芸高田市 吉田町吉田 3666	0826 - 42 - 0636	*
済生会広島病院	安芸郡坂町 北新地 2-3-10	082 - 884 - 2566	*
安芸太田病院	山県郡安芸太田町 下殿河内 236	0826 - 22 - 2299	
安芸太田町戸河内診療所	山県郡安芸太田町 戸河内 800-1	0826 - 28 - 2221	
公立世羅中央病院	世羅郡世羅町 本郷 918-3	0847 - 22 - 1127	

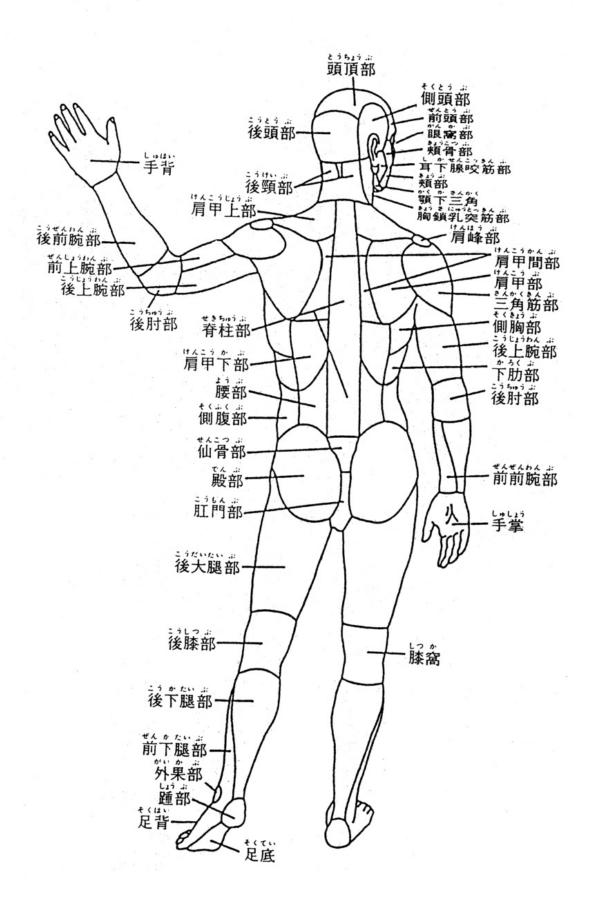
注) *印のあるものは基金本部指定の医療機関、ないものは支部指定の医療機関。

E人体図

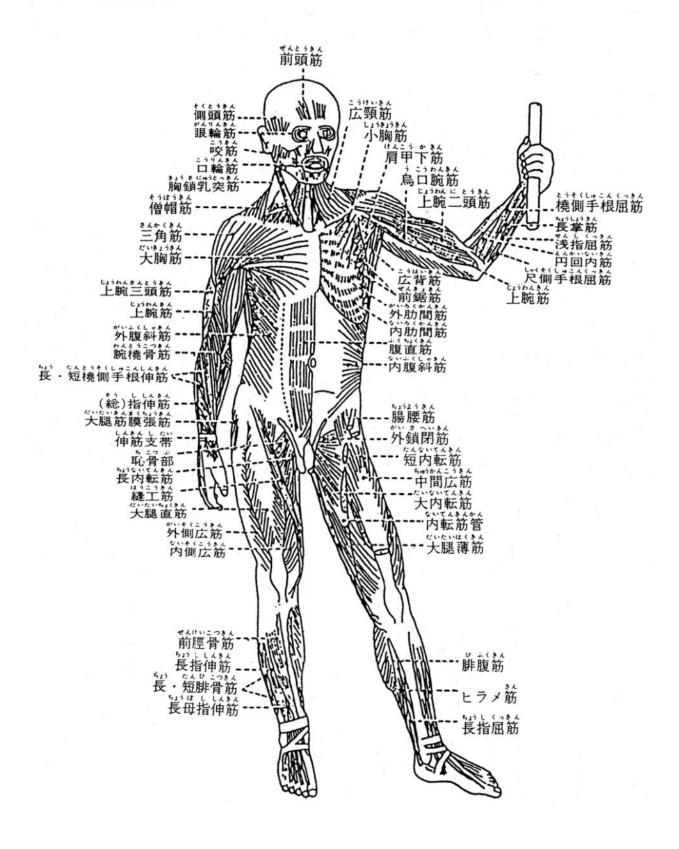
身体の区分 (前面)

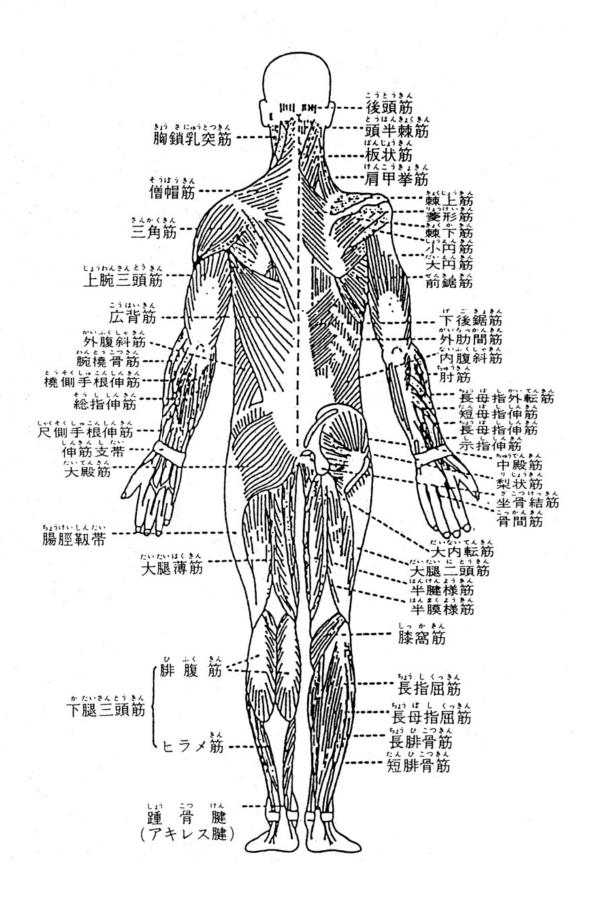


身体の区分(後面)

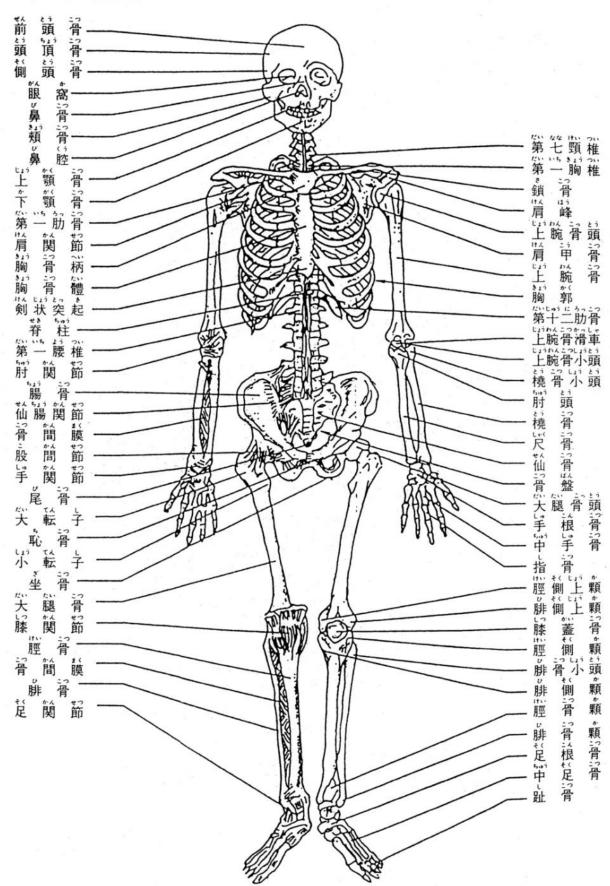


筋 群(前面)

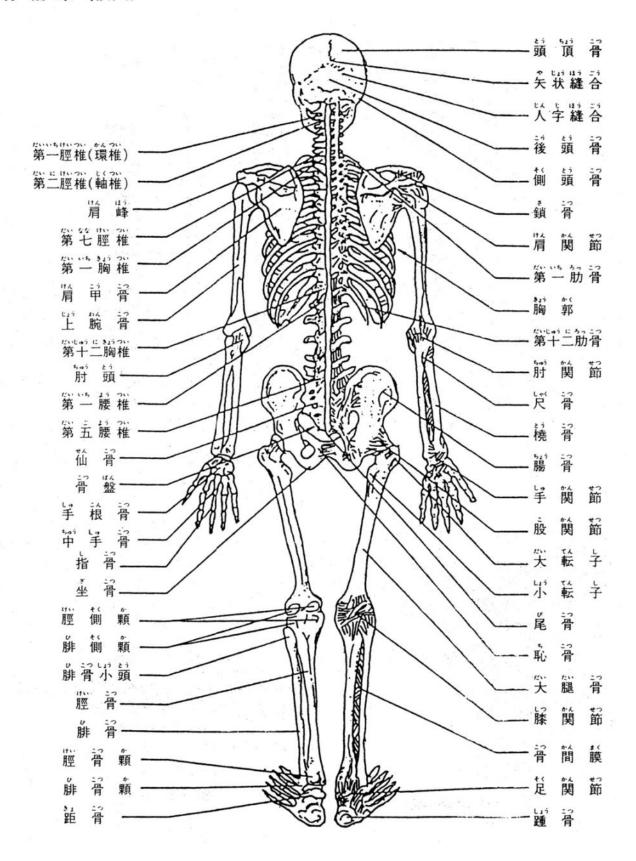


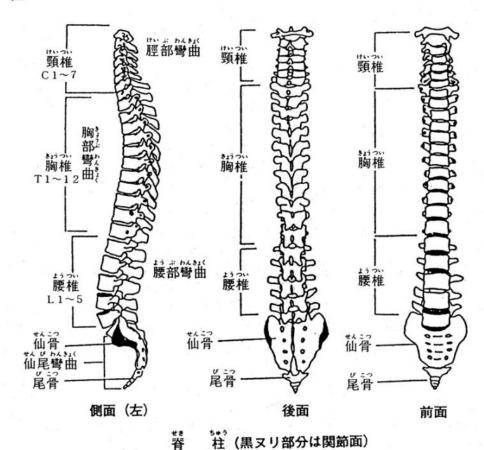


骨格系(前面)



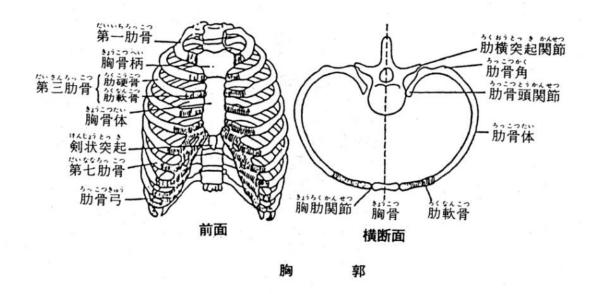
骨格系(後面)



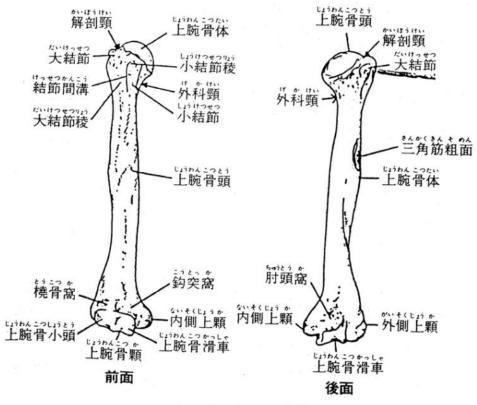


歯突起(軸椎) 上関節面 横突孔 環椎一€ 後結節(環椎) さがなせた 後結節 軸椎 横突孔 第三頸椎 横突起 棘突起 環椎横靱帯・ 横突起 第六頸椎 推孔前部 隆椎 横突孔 軸椎の歯突起 前弓上関節窩 かくとっ か 棘突起 歯突起窩 環 椎上面 が頸 椎 (斜め後面)

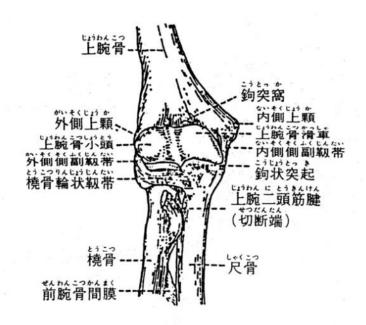
胸骨



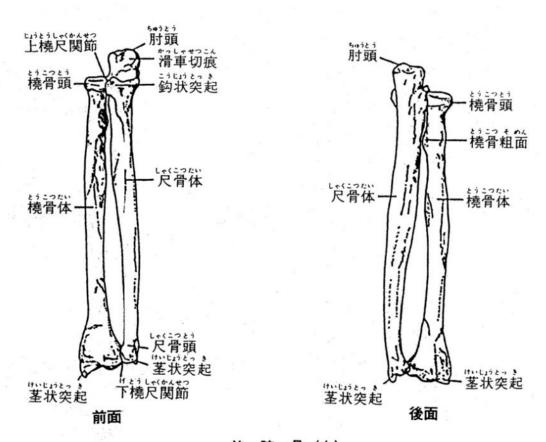
上肢骨



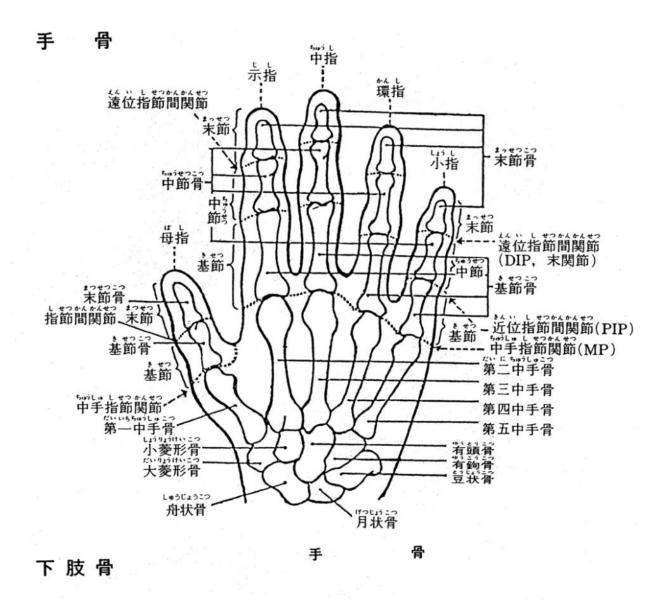
上 腕 骨(右)

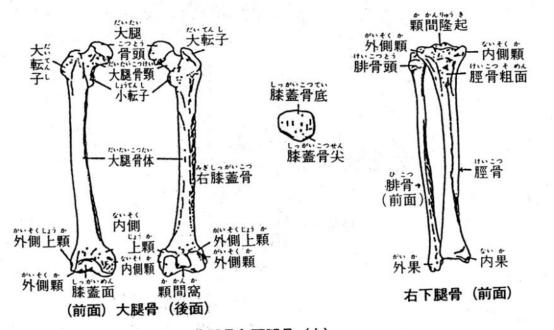


肘 関 節 (右掌側面)

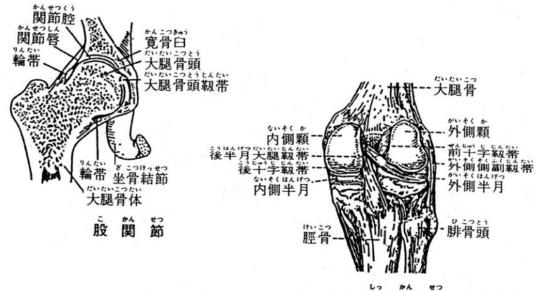


前 腕 骨(右)

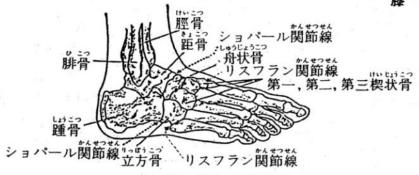




大腿骨と下腿骨(右)



膝 関 節



足関節(右)の外側面

足骨

